

令和3年第1回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年3月5日（金）

議事日程（第3号）

令和3年3月5日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

14番	川又照雄	議長	5番	藤田謙二	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	11番	高星勝幸	議員
12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長
綿引誠二	総務部長	岡部光洋	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
根本勝則	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
古内宏	建設部長	磯野初郎	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	宇野智明	消防長
武藤範幸	教育部長	榭一行	農業委員会事務局長
岡田和也	秘書課長	中野亘	総務部次長兼総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

午前10時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○川又照雄議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。

通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発問題について質問します。

まもなく福島原発事故から10年を迎えます。NHKが3月2日、国内の原発をどうすべきか、原発事故10年という世論調査を発表しました。全国で「増やすべきだ」が3%、これに対して「減らすべきだ」と「全て廃炉にすべきだ」が合わせて67%で、「事故への不安を感じている」「ある程度感じている」は合わせて85%に上るという結果でした。

2月13日深夜の福島県沖で発生したマグニチュード7.3の大きな地震は、宮城、福島両県で最大震度6強を記録したのをはじめ、太田ではこのとき5弱でしたけれども、東北、関東の各地は強い揺れに襲われました。

今回の地震で大きく揺れた地域には、10年前に未曾有の大事故を起こした東京電力福島第一原発、事故寸前だった東北電力女川原発2号機、日本原電の東海第二原発など幾つもの原発があります。多くの方は、事故を想起し不安がよぎりました。

大きな地震、津波の発生頻度が高い地域での原発はとりわけ危険です。女川原発と東海第二原発は、再稼働をやめて、福島原発とともに廃炉にすべきです。

東北電力女川原発2号機の再稼働について、宮城県の村井知事は、昨年11月11日、再稼働の事実上の前提となる地元同意を表明しました。どの世論調査でも宮城県民の過半数が再稼働に反対を示しておりましたが、住民や安全を置き去りにした判断と言わざるを得ません。

東海第二原発と女川原発は、多くの共通点があります。1つは、東日本大震災で被災、2つに、

福島第一原発と同じ沸騰水型の原発，3つ，再稼働工事が2022年12月完了予定とされているなどが挙げられます。

今回の事態は，国の原発再稼働推進に歯止めが利かなくなる可能性が高まったとの指摘や，大規模工事を進めている東海第二原発も女川原発と同じように再稼働同意手続が進んでしまうのではないかとの懸念も広がっています。

そこで，1，再稼働問題について伺います。

新聞報道によりますと，原子力所在地域首長懇談会が昨年11月4日開催され，東海第二原発再稼働をめぐって話し合わせ，協議がされました。座長の山田村長は，報道陣の取材に，原電が進めている東海第二原発の安全対策工事について，6市村で視察することを会合で確認したとありました。さらに，山田村長は，広域避難計画の策定について実効性のある計画は各首長も悩んでいて共通の課題だ，苦慮していると報道しています。

そこで，3点伺います。

1点目は，昨年11月4日に開かれた原子力所在地域首長懇談会の内容について伺います。

事前了解を盛り込む新安全協定について明確にスタートしている認識けれども，事業所が受け止めておらずそごを生じているとし，協定が定める協議会の設置について具体的な検討を進めていく意向を示したとありますけれども，原電側に協議会の設置を求めていくということなのかどうか伺いたいと思います。

②として，再稼働の可否の判断についてですが，事業者のスケジュールに左右されないこと，及び広域避難計画の実効性が確認されない限り行わないことについて，及び3点目に，福島原発事故の教訓，東海第二原発が抱える安全性における問題点を受け止め，運転延長，再稼働に反対することについて伺います。

次に，2として，広域避難計画について伺います。

茨城県原子力安全対策課が昨年11月24日茨城県地域防災計画の改定案を公表しました。

主な内容は，1，新型コロナウイルス感染症対策に関する国の基本的な考え方，2，避難先自治体への早期の情報提供を位置づけるための改定です。

コロナ対策を追記した部分を見ますと，放射性物質による被曝を避ける観点から，窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが，感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ，30分に1回程度数分間窓を全開する等の換気を行うよう努めるものとする，矛盾した内容となっています。

本市では，笠間市に次いで広域避難計画を策定しておりますが，実効性のある計画と残念ながら言えるものではありません。

私は，地震，水害等の複合災害時の対応や，介護者，病人などの要支援者，移動手段のない方々への対応，新型コロナウイルスなど感染症の蔓延の下で，避難所，避難家庭，避難バス車内で3密をどう避けるか，感染者をどう隔離するかなど，避難計画で新たな矛盾点などを指摘し，実効性のある広域避難計画は不可能だと何度も主張してきました。

しかし，それらの指摘に対して市は，市民アンケートや避難訓練で実行性を持たせていくとし

ています。原発事故は一般の事故と異なり、実際に放射能漏れを起こさせて避難訓練を行うことなどできません。

また、事故が起こった場合、順番に円滑に避難すると説明されていますが、市が行ったアンケート結果では、市が指定した避難先へ自家用車で避難する世帯では、市から避難指示が出る前に43%の世帯が避難を開始すると回答しております。

今回の県の新型コロナ感染症対策を見ても矛盾は明らかです。本市は、広域避難計画は再稼働に関係なく必要だと説明していますが、廃炉決定と全燃料棒のキャスク保管を行えば、広域避難計画は作らなくても済むことについてどのようなお考えなのか伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、連日市民の命と暮らしを守る業務にご奮闘されていることに感謝申し上げます。

本市でも種々の対策が実施されてきましたが、医療や介護の地域のなりわい、市民の暮らしを守るために、一層の感染防止対策と市民生活、地域経済への支援が最優先かつ最大の課題となっています。

そこで、1として、最初にPCR検査とワクチン接種について5点伺います。

1点目は、市独自で、医療機関、介護、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについて伺います。

マスクを外させていただきます。

2点目に、無症状の人が検査を受けると2万3,000円から2万5,000円くらいかかります。検査費用の補助について伺います。

3点目は、市内の3医療機関、医師会医療センターが昨年11月からPCR検査等協力してくださるということになりましたけれども、この間、PCR検査、また発熱外来の状況について件数を伺いたいと思います。

4、ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクについて市民の中でも不安な声も聞かれますが、市民への迅速な情報公開について伺います。

5点目は、医療機関に対する減収補填、医療従事者への待遇改善などに対して、大変国が財政支援をしておらず、医療崩壊とまで言われておりますけれども、これに対して財政支援を国に求めることについて伺います。

次に、2として、市民の暮らし、営業を守ることについて伺います。

私は、事業と雇用を継続できる補償と支援を強化することを求めます。

1点目、廃業、倒産に追い込まれてしまった事業所はあるかないか。中小商工業者の実態と対策について伺います。

2点目として、持続化給付金が適用されない事業者への市の支援についてですけれども、前年度比で20%から50%以内の減収に対して、法人が20万円、個人が10万円、市独自の支援を行ってありまして力強く思っているわけですけれども、しかし、今回の一般会計補正予算で見ますと、対策支援金3,945万円の減額、緊急家賃支援金1,350万円減額といずれもなっております。再度周知徹底し、必要とする人、対象となる人が申請できるよう支援することについて

伺います。

次に、3として、子どもの学習、教育を保障することについて伺います。

コロナ禍による一律休校後の分散登校で、少人数学級がゆとりをもたらし、いきとどいた教育ができることを多くの教職員が実感したということが全国で報告されております。少人数学級は、学習と生活の両面できめ細かな対応ができ、教員の負担を減らして、一人ひとりの子どもと向き合う上で重要な教育条件です。

昨年9月に茨城県教職員組合から議会に少人数学級の実現を含んだ請願が提出されており、議会においても全会一致で採決し、文部科学省に意見書を提出しております。また、昨年度末には、全学年の35人学級を5年かけて行うことが閣議決定されました。

このような少人数学級への前進の流れの中で、私は、一つとして安心安全な20人程度の少人数学級の速やかな実現に向けて、教職員の定数の改善、財政支援を国、県に求めるとともに、市としても取り組むことについて伺います。

2点目は、学校統廃合の実施計画の見直しについて伺います。

本市の学校施設整備計画では、2022年、令和4年ですが、4月に常陸太田地区で3つの小学校が、金砂郷地区でやはり3つの小学校が、それぞれ1つになる小学校統合が予定されております。

昨日の同僚議員の質問で、小学校統合に向けた協議を予定どおり進めていることが分かりました。

しかし、私は、学校統廃合の実施計画の見直しを求めます。統合後の小学校の児童数は、2020年度の児童数で言えば、太田地区では3校合わせて332名、金砂郷地区では362名で、小規模校に近い中規模校といえる学校となるわけです。

また、太田では、現在12の小学校がありますけれども、今度の統廃合によって8校となるわけです。1学級の児童数を見ますと、30人から35人を超えている学級もありますけれども、大半は少人数学級となります。

新型コロナウイルス感染対策として、当時の安倍首相が突然強行した3か月もの長期の全国一律休校によって作り出されたのが、学びの格差の拡大と言われております。3か月の休校期間、学校は膨大なプリントを子どもの家に届けました。しかし、配られたプリントを自分だけでできれば学校は要りません。結局、家庭で一緒に勉強を支える人がいるかないか、またその子が一人で頑張れるかどうかなどによって、今までなかったような格差が生まれていると言われております。

コロナで友達と遊べない、外で自由に体を動かせない、子ども期の成長に欠かせない生活が余儀なくされてきました。

学校の生活も、新しい生活様式などと言われ、常にマスクをして、仲のよい友達とおしゃべりもできない、給食も前を向いて静かに食べなければならない、学校行事も縮小したり、短い夏休みだったり、一人ひとりの子どもたちがコロナに感染しないように毎日気をつけて息が詰まるようだとした子どもさんもおりますが、こうした生活が子どもたちに強いストレスを与えている

と思います。

私は、コロナ禍の下で、こうした子どもたちの置かれている状態の中で、回復しないままに一回復しないというのは、もう疲れたとか、ストレスがたまっているとか、学習の格差などありますが、そうした問題が回復しないまま、来年4月、統合された小学校で学び、生活することは、子どもたちにさらなる負担になると思います。バス通学も同様です。

子どもたちが安心して希望をもって学校生活が送れるようになるまで、統合は延期すべきです。小学校の統廃合実施計画の見直しを強く求めますがいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

3番目に、国民健康保険税について伺います。

1として、子どもの国保税均等割の軽減について伺います。

コロナ禍の下、非正規労働者や自営業者などが大幅な収入減で困窮状態に陥っています。暮らしもなりわいも疲弊し、感染への不安が増しています。

こうしたときこそ減免制度を抜本的に拡充し、払える国保税にしていくこと、特に子どもに課税される均等割を軽減することを求めます。

①として、国、県の施策待ちでなく、本市において均等割の多子世帯減免を行い、子育て家庭の負担軽減に努めてほしいと思います。第二子や第三子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減免についてお伺いをいたします。

次に2として、県の国保2方式について伺います。

茨城県は、国保運営方針の見直しで市町村の賦課方式を所得割と均等割の2方式に統一すると明記しました。しかし、賦課方式を選択し決定するのは市町村です。県が運営方針に明記して市町村に押しつけるようなやり方は認められないと思います。

県は、2023年度の実施を目指していますが、現在4方式をとっている本市で2方式にした場合、国保加入世帯への影響はどう変わるのか、どうなるのか、今後シミュレーションを行っていくことになると思いますが、国保の2方式についての考えと今後の取り組みについて伺います。

4番目に、国民の権利である生活保護について伺います。

コロナ禍で仕事や住まいを失うなど生活に困窮する国民が急増する中で、最後の安全網である生活保護の役割はますます重要になっています。

世論と運動、野党の国会論戦で、厚労省が生活保護の申請は国民の権利だと、このようにホームページで呼びかけております。

生活保護は最後のセーフティーネットですが、生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていないのが実態のようです。家族、親族に経済的な援助の可否を聞く扶養照会が広く行われており、生活保護の申請をためらう要因となっております。今年1月の国会で厚労大臣は、申請の障害になっている親族への扶養照会にも義務ではないと認めました。生活保護を申請した人の親族に連絡し、援助ができるかどうかを問い合わせる扶養照会について厚生労働省は、虐待や家庭内暴力がある場合は照会しないよう要領を一部改正して、1月26日付で自治体に通知を出しました。運用は3月からとなっております。

厚労省は、照会しなくてもいい例について、これまで70歳以上の高齢者や、20年間音信不

通などにとどめてきました。今回の改正で20年間を10年程度に短縮、相続で対立している借金を重ねているなど著しい関係不良も加えました。しかし、明確に禁止しているわけではなく、対象も限定的です。

厚労省の2017年の調査で、扶養照会は年約46万件であり、そのうち援助につながったのは1.45%にとどまり、自治体によって対応に大きな差もあります。国民が使いやすい生活保障の仕組みに改定することが急務となっております。

そこで2点伺います。

1点目は、コロナ禍の下でどのぐらいの人が相談に見えて、そのうち何人が申請して、何人が受給しているのか。生活保護の利用状況と扶養親族照会の現状について伺います。

2点目は、扶養親族照会は、先ほどもお話ししましたが、義務ではないとの説明がありましたが、本市ではどのように行っているのか伺いたいと思います。1と2とは関連しておりますので、一緒のご答弁でも構いません。

5番目に、補聴器購入の補助制度の創設について伺います。

加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されております。

一般的に日常生活に支障をきたす程度とされる難聴者は、70代の男性で五、六人に一人、女性で10人に1人程度との調査結果が報告されております。難聴への対応を個人任せにせず社会的に取り組むことが必要になってきたと思います。

2019年の6月議会でも取り上げましたが、1点目として、前回のご答弁では、難聴者の状況について、令和3年度に高齢者福祉計画の改定を予定しており、この策定に合わせてアンケート調査に項目を盛り込み、その状況の把握をするということでした。難聴者の人数、また補聴器を使用している人数など実態調査についての状況を伺いたいと思います。

2点目は、今補聴器の価格ですけれども、片方当たり5万円くらいから高価なもので25万円を超えるものまでありまして、保険適用でないために全額自費となります。補聴器の給付など加齢性難聴への支援については、国による公的な支援を設けることが本来必要だと思います。国、県に補聴器購入の補助制度の創設を求めることについて伺います。

3点目に、国の対策を待つだけでなく、高齢者の社会参加を促進し、介護予防のためにも幾つかの自治体が行っているように、まだまだ、茨城県では古河市などが実施しておりますけれども、これからというところかと思いますが、独自の支援策を常陸太田市で設けるべきではないでしょうか。本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについて伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問といたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、昨年11月4日に開かれました原子力所在地域首長懇談会の内容についてでございますが、懇談会そのものは非公開で行われましたことから、内容についての答弁は控えさせてい

ただきたいと思います。

2点目に、再稼働がなければ避難計画を作る必要はない、そのことについての答弁でありますけれども、議員ご案内のとおり、原子力施設の存在する30キロ圏内の自治体においては、広域避難計画を作ることが義務付けられております。

なお、東海第二原発には、いまだに燃料プールには燃料が入っておりますし、設備そのものはこれまで使われてきたこともありまして、放射能で汚染されている事実もあるとおりであります。これらが何らかの事故等によって放射性物質が放出されるようなことがあったら、住民の安全安心を確保する必要がありますので、避難計画につきましては、引き続きこれまでのアンケート調査の結果や避難訓練等の実績等も踏まえながら、さらに不足しているところを補いつつ、できるだけ実効性のある避難計画を作ることが我々の義務だと思っております、これを進めることとしていきたいというふうに思います。

なお、再稼働の可否等について今回は判断、答弁をしろというご質問ではございませんでしたが、これまで申し上げておりますように、再稼働の可否の判断に当たりましては、日本原電側からの事前説明、あるいは協議会といった協定に基づくプロセスの申入れ等々がありました時点で協議会等を立ち上げまして、事前了解ができるかどうか審議をし、再稼働についての判断をしていくものと考えております。

なお、判断に当たりましては、議会の皆様方からのご意見、あるいは地域住民の皆様方のご意見を伺いながら判断をすべきと考えております。

○川又照雄議長 総務部長。

[綿引誠二総務部長 登壇]

○綿引誠二総務部長 東海第二原発における(2)の広域避難計画についてのご質問にお答えいたします。

ただいま市長より答弁申し上げましたが、東海第二原子力発電所につきましては、発電用原子炉施設でありますことから、国の原子力規制委員会が定めました原子力災害対策指針によって、発電所からおおむね半径30キロのUPZの範囲内にある本市におきましては、国の防災基本計画等に基づきまして、万が一の原子力災害に備え、市民の安全と安心を確保するために広域避難計画を策定しなければならない状況でございます。

原子力災害対策指針には、発電用原子炉施設が廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されれば、UPZはおおむね半径5キロメートルと規定されておりますが、運転を停止しても廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されるのがいつになるのか見通せない状況にあります。

また、全燃料をキャスクに保管することにつきましても、全ての燃料を収納できるまでにどの程度の時間を要するのかについて見通しが出されていない状況にありますことから、市民の安全と安心を守るための広域避難計画は必要なものであると認識しております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

[柴田道彰保健福祉部長 登壇]

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、PCR検査について、市独自で医療機関など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについてのご質問にお答えをいたします。

県は、基本的にクラスターの発生及び拡大を防止するため、濃厚接触者であるかどうかにかかわらず、あるいは有症状、無症状であるかにかかわらず、必要と認められる幅広い範囲を柔軟、かつ迅速に検査を行うこととしております。

そのため、県内で感染が多数確認されている地域におきましては、医療機関や福祉施設の職員の方に対し、クラスター発生の可能性を低減するため、幅広く検査を実施しているところであり、現状としては、市独自にリスクが高い施設に勤務する職員等、特定の方に対する検査については実施の考えはございません。

次に、無症状の人の検査費用の補助についてのご質問でございますが、まずは検査が必要とする方が迅速かつスムーズに検査を受けられることが、感染拡大防止に重要でございます。無症状の方に費用を助成し、検査を受け入れていくことは、地域医療体制に支障が生じる懸念もありますことから、現状におきましては導入の考えはございません。

今後におきましても、集団感染のリスクが高い施設職員への定期的な検査及び無症状の方の検査費用の補助につきましては、国や県、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、市内のPCR検査、発熱外来についてのご質問でございますが、PCR検査につきましては、市医師会が昨年12月より地域PCR検査センターを開設し、土日を除く週5日検査を実施しております。

設置場所につきましては、感染拡大防止や安全確保の観点から公表しないこととしており、市内医療機関が診察の上、検査が必要と診断された方を案内することとしております。

また、県はこれまで、発熱患者の相談や診療、検査に対応するため、保健所などの帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来で診療、検査を実施してはりましたが、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関で診療、検査を受けることができる体制といたしまして、地域の診療所等を診療、検査医療機関として指定されたところでございます。

2月末現在、県内688か所を診療検査医療機関に指定しており、市内では18の医療機関が診療検査医療機関に指定されております。

この診療検査医療機関では、自らの医療機関で検査を行う場合もございますが、予約状況に応じて、先ほど申しあげました市医師会の地域PCR検査センターや近隣の地域外来検査センターへ依頼し、検査を行うこととなっております。

発熱等の体調不良で感染が必要な場合には、まず市内のかかりつけ医療機関に電話連絡をした上、受診いただき、医師の判断により地域PCR検査センターをはじめ各医療機関で検査を受けられる体制となっております。1月末現在で、市医師会の地域PCR検査センターで実施したPCR件数は27件、市内の医療機関での検査件数は173件となっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、地域の検査体制及び医

療状況等を注視し、市医師会、医療機関と連携及び協力を図りながら、感染防止対策を進めてまいります。

次に、医療機関に対する減収補填、医療従事者への待遇改善などに対して、財政支援を国に求めることについてのご質問ですが、昨年9月に県の市長会、町村会、医師会、病院協会が連名で国に対し、医療機関の経営悪化や医療従事者等の疲弊による医療提供体制の崩壊を防ぎ、最前線で奮闘する医療機関、医療従事者等が安心して医療業務に専念できるように、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関等への支援に関する要望を行っております。

要望事項として、公的、民間全ての医療機関において、外来収入の減収や入院の延期などによる医業収益の減収等が生じており、病院経営への影響は深刻さを増していることから、医療機関への財政支援を行うこと、医療機関、医療従事者及びその家族、関係者に対する人権や風評被害の防止に向けた対策を講じること、医療従事者等が安心して子どもを保育所等に預けることができるよう、保育所等の臨時休業時に代替施設を柔軟に利用できるようにすること及び費用を措置することなどについて要望をしております。

今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

続きまして、国民健康保険税に係る2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税均等割に係る多子世帯への減免についてでございますが、これまで市独自の減免を実施する場合には全て市費で賄わなければならなかったため、財源の問題が大きな課題となっておりますが、昨年12月の社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料について、その5割を国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担により軽減することが示されたところでございます。

また、県の特別交付金の配分方法が見直され、国民健康保険税の算定方式を2方式に移行した市町村に対しましては、現在の試算で1人当たり6,000円程度が、20歳未満の被保険者数に応じて交付されることとなったところでございます。

これら支援策が導入されました際は、適切に対応してまいりたいと考えております。

市独自の軽減制度の導入についてでございますが、本市における均等割額は県内で一番低く、一番高い自治体の半分以下となっておりますことや、赤字補填に係る一般会計からの繰入れを行っている状況でもありますため、国の制度により実施してまいりたいと考えております。

次に、国保2方式についての考えと今後の取組についてのご質問でございますが、県におきましては、昨年10月に国民健康保険運営方針が改定され、国民健康保険税の賦課方式については、令和4年度から所得割、均等割の2方式への統一を目指す旨が記載されたところでございます。

これにより県内各市町村で、令和4年度からの2方式移行に向け検討を行っているものと考えております。

現在、当市においては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式により保険税を賦課しておりますが、2方式に移行した場合は税額が大きく変わる世帯も予想されますことから、移行する際には基金を活用し、少しでも被保険者の負担軽減が図れますようシミュレーションを重ね、2方式移行に向けた検討を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、生活保護に係るご質問にお答えをいたします。

初めに生活保護の現状でございますが、2月末日現在の生活保護者は260世帯313人で、前年度末より12世帯21人減少しており、新規件数についても、前年同時期は19件でしたが、今年度は15件と減少している状況でございます。保護の申請につきましては、前年度の総数が25件でしたが、今年度は17件と減少している状況でございます。しかしながら、保護の相談は増加傾向にあり、前年度の総数が92件であるのに対し、今年度の相談件数は、2月末日現在で91件となっている状況でございます。

相談件数が増えている中で生活保護者数が増加しない理由には、定額給付金の支給や総合支援資金等の貸付けの活用や資金の切崩しなどにより生活を維持できているケースもございますが、生活困窮者自立支援事業による支援が挙げられます。

生活保護に至る前の段階で生活困窮者からの相談に包括的に応じる相談窓口である生活困窮者自立支援事業により、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行いながら支援を行うことにより自立して生活できている生活困窮者も多く、この事業を適正に推進することにより生活保護者数の増加の抑制につながっているものと考えております。

次に、扶養親族照会についてのご質問ですが、まず、国の扶養親族照会は義務ではないということの説明と対応につきましては、「生活保護法」第4条第2項において、「民法」に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする定められており、扶養義務者の扶養照会は、保護の要件とは異なる位置づけとされております。なお、国からの通達においても、扶養の可能性が期待できない場合は照会が不要となる例が具体的に示されており、これらに基づき適正に執行しているところでございます。

この扶養親族照会は、生活保護申請者の親や配偶者だけではなく、兄弟、孫などの親族に対し、生活の援助が可能かどうかという扶養能力の調査を行うものでございまして、要保護者の申告を基本とし、必要に応じて戸籍調査を行い、確認された扶養義務者について要保護者への聞き取り等により、金銭的な扶養の可能性のほか、定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かりなど精神的な支援についても確認を行っております。

その結果、文書による扶養義務者への照会等は、扶養義務の履行が期待できると判断されたもののみに対して行っておりまして、扶養義務者自身が被保護者、社会福祉施設等の入所者、未成年、70歳以上の高齢者、一定期間、これは10年程度でございますが、音信不通であるものなど、扶養義務の履行が期待できないと判断される場合においては、扶養義務者本人への照会を行っていない現状でございます。

今後の感染状況によりましては、生活保護の申請が増えることも想定されますので、生活困窮者に対する第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援事業と併せて、引き続き適正な支援に努めてまいります。

続きまして、加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、難聴者の状況について、難聴者の人数と補聴器を使用している人数などの実態調査についてでございますが、障害者手帳をお持ちの聴覚障害者数は把握しておりますが、現時点におきまして、議員ご質問の加齢による難聴者の人数の把握はできていない状況でございます。

補聴器を使用している方の人数などの実態調査につきましては、「老人保健法」の規定に基づく第8期高齢者福祉計画を策定するに当たり、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者2,700人を対象に高齢者の生活状況、身体状況等、その実態を把握するためのアンケート調査を行っており、その際に補聴器の保有についての調査項目を設け、1,983人、約73%の方から回答をいただいております。

その中で、補聴器を保有していると回答された方が128人で、全体の6.4%となっております。また、補聴器を保有しているが使用していないと回答された方が29人おられました。

今後も高齢者福祉計画策定時に合わせまして、その状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、国、県に補聴器購入の補助制度の創設を求めることについてのご質問でございますが、まず、当市におきます加齢による難聴者の状況の把握に努めますとともに、県内福祉事務所長による全体会議等を通じて、他市町村における難聴者への施策などの実態を把握しながら対応してまいりたいと存じます。

なお、国におきましては、補聴器を使用することによる認知機能低下予防の効果を検証するための研究も行われておりますことから、その動向も含め注視してまいります。

3点目の本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについてのご質問でございますが、現在県内におきましては、聴覚による身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の難聴高齢者に対し補聴器の購入補助を行っておりますのは、44市町村のうち1市のみとなっている状況でありますことから、今後の国の施策等の動向について注視をしてまいりますとともに、他市町村の状況等の情報収集により研究してまいりたいと存じます。

○川又照雄議長 ワクチン接種推進室長。

〔加瀬智明政策推進室理事兼ワクチン接種推進室長 登壇〕

○加瀬智明政策推進室理事兼ワクチン接種推進室長 ワクチンに係る市民への情報公開についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましては、しっかり情報を得た上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われるものでございます。当市におきましても、迅速かつ正確な情報提供は、市民の方々が接種を受ける判断をするために大変重要なものであると考えております。これまでも、お知らせ版号外やホームページなどにより、ワクチン接種に係る関連情報を周知してきたところでございます。

また、これから発送を予定しております接種対象者各個人に接種券を送る際にも、予防接種の有効性、安全性及び副反応や、その他接種に関する注意事項等を盛り込んだワクチン接種に係る説明書を同封し、情報提供を図ってまいります。

今後につきましても、一人でも多くの市民の方が安心して接種を受けることができるよう、迅

速かつ正確な情報提供を行ってまいります。

○川又照雄議長 商工観光部長。

[小瀧孝男商工観光部長 登壇]

○小瀧孝男商工観光部長 大項目2の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、(2)市民の暮らし、営業を守ることについての2つのご質問にお答えいたします。

初めに、①中小商工業者の実態と対策についてでございますが、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等の把握のために、市内の製造業、サービス業、建設業、医療福祉業などの従業員が20人以上いる事業者には、新型コロナウイルス感染症の影響等についてアンケート調査を実施しております。

回答のありました30事業者のうち19社から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少したと回答があり、9社から変化なしとの回答、2社からは売上が増加したとの回答がございました。

業種を問わず売上げ等に影響が出ている事業者が多い状況にございますため、商工会やハローワークなどの関係機関などと連携しまして、市内事業者のさらに詳しい状況把握に努めているところでございます。これまで新型コロナウイルスの影響による倒産や大量解雇等の事例は生じていない状況にございます。

茨城県独自の緊急事態宣言が1月18日から2月22日まで県内全域に発令され、県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対して県が協力金を支給するほか、飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者や外出自粛要請により影響を受けた事業者に対して、県が一時金を支給することとなっておりますが、本市におきましても事業者支援としまして、これまで国、県の支援の対象とならない事業者への支援金や家賃支援、特に影響の大きい観光バス事業者はタクシー事業者、飲食店への支援等様々な支援策を実施しているところでございます。

次に、②持続化給付金の適用されない事業者への市の支援についてでございますが、市では、新型コロナウイルス対策支援金として国の持続化給付金の対象とならない……。

[質問者離席し、発言する者あり]

○川又照雄議長 ちょっと答弁を待って。答弁者ちょっと待ってください。宇野議員、席に戻ってください。続けて結構です。

○小瀧孝男商工観光部長 市では、新型コロナウイルス対策支援金として、国の持続化給付金の対象とならない、月の売上げが20%から50%未満に減少した事業者に対しまして、個人事業者に10万円、法人に20万円の支援を行っております。この支援金につきましては、2月末現在で個人事業者から56件、法人からは39件の申請がございまして、総額1,340万円を支給しているところでございます。

新型コロナウイルス支援金につきましては、市内事業者の30%に当たる531事業者と想定し、予算化したところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、一月50%以上の減収となった事業者が増えたため、国の持続化給付金の対象となった事業者が増え、支援の申請が見込みより少なくなったものと捉えております。

なお、新型コロナウイルス対策支援金につきましては、2月26日までの申請期限を3月15日まで延長いたしまして、申請漏れとなる事業者がないよう対応しているところでございます。

また、国、県及び市独自の支援策につきましては、市の広報紙やホームページ、商工会報のほか、市職員が直接訪問するなど周知を徹底しており、対象事業者が知らなかったということがないよう周知徹底を図ってきたところでございます。

今後につきましても、国、県の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に必要な支援策が図られるよう努めてまいります。

○川又照雄議長 教育部長。

[武藤範幸教育部長 登壇]

○武藤範幸教育部長 新型コロナウイルス感染症対策の中の子どもの学習、教育を保障することについての2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の安全安心な20人程度の少人数学級の速やかな実現に向けて、教職員の定数の改善、財政支援を国、県に求めるとともに、市としても取り組むことについてのご質問にお答えいたします。

少人数学級の実現に向けましては、この間、財務省をはじめとする国の関係機関に対しまして、文部科学省や全国市長会をはじめ、茨城県におきましても、市町村教育長協議会、学校校長会、各種関係機関から要望書を提出し、また本市の市議会におきましても請願に基づく意見書を提出してきたところでございます。

これら要望等によりまして、議員ご発言のとおり、国におきましては、「公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」について、小学校の学級編制の定数を令和3年度から令和7年度までの5年間において、段階的に小学6年生までの全ての学年において、現在の40人から35人とする法律案が示され、令和3年2月1日に閣議決定されたところで、令和3年4月1日に施行の予定でございます。

本市といたしましても、この改正標準法による学級編制を行うこととなりますが、県の加配措置による学級数の弾力的な運用をしながら、コロナ禍においての子どもたちの安全、安心、そして確かな学びを保障するため、市内小中学校に学習支援を行う非常勤講師等を配置するなどして、児童生徒一人ひとりに対しますきめ細やかな学習支援に取り組んでまいります。

次に、学校統廃合の実施計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、本市における学校統廃合は、平成30年度に改定いたしました常陸太田市学校施設整備計画に基づいて行われているところでございます。

計画におきましては、本市における小中学校の適正規模は、各学年2学級以上となることが望ましく、1学級おおむね20人程度以上とし、学級統廃合については、複式学級はできるだけ避ける方向で計画的に進めることとしたところでございます。

小中学校についての学校統廃合に関する本計画の見直しの予定はございません。

○川又照雄議長 宇野議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番(宇野隆子議員) 商工観光部長のご答弁、大変失礼いたしました、ちょっと出歩いて。

時間が残すところわずかとなりましたので、私は2回目は要望をしていきたいと思うんですけども、東海第二原発の問題についてですが、これまで議会のたびごとに大久保市長に、東海第二原発再稼働は認めないと、こういう立場で頑張ってもらいたいというようなことを求めてきました。また、その時々原発の問題点なども取り上げて明らかにしてまいりました。本会議で大久保市長からご答弁をいただくのは、今日が最後となるわけです。

今後、例えば東海村の村上達也前村長は、原発再稼働反対の立場で講演とかいろんな集会にも参加しておりますが、私は、大久保市長におかれましては、市長を退いた後も、やはり市民の代表の一人だと思います。

そこで、先ほども原発は住民の安全が確認されなければと、ですから、住民や議会の声をしっかり聞いて判断したいというようなご答弁をいただきましたが、今後退かれた後、市民の代表の一人として、ぜひ危険な東海第二原発はストップさせよう。やはりこの太田のふるさとを愛し、そして市民の安全と命と暮らし、財産などを守るということ、そして孫、子どものための未来に向かってもやはり危険な原発は……。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。終了1分前でございます。

○18番(宇野隆子議員) そういう立場でぜひ声を上げていただければと、このことを心から願っております。

いろいろ原発問題についてはご答弁をいただきまして、その都度、私もいろいろと勉強させていただきましたけれども、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○川又照雄議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 登壇]

○6番(深谷渉議員) 6番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、水害の防災・減災についてお伺いをいたします。

久慈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況についてでございます。

本市の対象河川における堤防整備、河道掘削、霞堤の整備等の進捗状況についてお伺いをいたします。

先月13日の夜、福島県沖を震源地とした最大震度6強の地震が発生をいたしました。常陸太田市でも震度5弱の長い揺れを感じ、10年前の記憶がよみがえり恐怖さえ感じました。改めて地震や水害への備え、そして防災・減災への対策をしっかりしていかなければならないとの思いでございます。

一昨年、本市に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風による水害の後、久慈川緊急治水対策プロジェクトがスタートし、復旧と減災への対策が進められております。

昨日、大久保市長の一般質問のご答弁の中で、このプロジェクトが市長のイニシアチブで実現

できた旨のお話を伺いました。改めまして、市民の生命・財産を守る大久保市長の責任感と行動に対しまして敬意を表する次第でございます。

そこで、このプロジェクトにおける本市対象河川の堤防の整備、河道の掘削、霞堤の整備等の進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、河川治水から流域治水への転換についてお伺いをいたします。

最近、防災や環境の分野でよく耳にするようになったキーワードに流域治水という言葉があります。川だけでなく水が集まる流域全体を見渡し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ水害を軽減する考え方のようなのですが、国土交通省が昨年7月流域治水への転換という方針を打ち出したことで、一気に言葉が浸透してまいりました。

この河川治水から流域治水への転換の背景について具体的にお伺いをいたします。また、この流域治水の転換により、流域の住民にとって今後どのように水害に対する備えが変化するかをお伺いしたいと思います。

続きまして、子育て支援についてお伺いをいたします。

子育て世代包括支援センターの設置についてでございます。利用の促進のための取組についてお伺いしたいと思います。

公明党は、妊娠から出産、育児の切れ目のない支援を行う地域拠点の整備・普及に向けた提言を発信してまいりました。その主張を反映して、国は2016年の「改正母子保健法」で子育て世代包括支援センターの整備を市区町村の努力義務と定め、今年度末までの全国展開を目指してまいりました。

本市でも、いよいよ令和3年度からセンターの運用が開始されます。子育て上手をうたう本市にとって、このセンターをどれだけ充実させていくかが重要になってくると考えます。同センターがこの機能を発揮するためには、広く市民にも十分な周知・広報を行う必要があります。そして何より、同センターが特別な支援を必要としている人の場所ではなく、全ての妊産婦や子育て世代に開かれた場所として、市民の理解と信頼を得ることが重要と考えます。

そこで、これらのことを分かりやすく発信し、当センターの利用促進のための取組についてお伺いいたします。

次に、支援の質を高めるための方策についてお伺いいたします。

同センターが、地域のつながりが薄れる中で相談する場を失った母親の悩みや孤立感を取り除き、産後うつや児童虐待の予防にも結びつくものと期待をしております。そのような場となるためには、日頃より利用者側の立場に立って運営されているのかどうかを客観的に評価できる仕組みが何より大切と考えます。

今後、センターを運営していく段階で支援の質を高めるための方策について、現在のお考えをお伺いいたします。

次に、高齢者の見守りについてお伺いをいたします。

コロナ禍における本市の高齢者の見守り活動の現状についてお伺いいたします。

東日本大震災から今年で10年となります。復興庁によりますと、先月の8日現在、いまだ応

急仮設、親族等のところに避難されている方は約4万1,000人とのことでございます。

昨年、福島県の浪江町から南相馬市の災害公営住宅へ避難した60代の男性が自室で孤独死するという痛ましい震災避難者の孤独死がありました。男性の孤独死が判明したのは、コロナ禍の昨年5月で、約2か月間にわたり誰にも気づかれず亡くなっていたと見られております。この孤独死の要因として、新型コロナウイルスの感染拡大による住民交流の停滞や、見守り活動の制限が挙げられております。

コロナ禍の現在、本市の高齢者の見守り活動の現状をお伺いいたします。

次に、見守り電球などのIoTを活用した高齢者の安否確認導入についてお伺いをいたします。

今述べました亡くなった男性の見守りをしていた浪江町の社会福祉協議会は、毎月男性の家を見守り訪問していましたが、コロナの感染拡大を受け、昨年2月中旬からインターホン越しや電話などでの安否確認に変更をいたしました。この死亡事故を受け、町の社会福祉協議会は、コロナ禍でも離れた場所から常に見守り支援ができる見守り電球の活用を決定し、浪江町内に住む見守りが必要な世帯を対象に、今年の1月15日から実証実験を開始しております。

見守り電球は、設置の簡単さと毎月かかるコストが数百円で済むのが魅力であります。SIMカードが内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取りつけるだけで、点灯情報が社協や別居する家族のパソコン、スマートフォン等に送られる仕組みでございます。

ほかにも見守り体制にIoTを利用した例は多くありますけれども、人的見守りとともに、このような最新のIoTを活用した見守りの導入を検討する必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、移住・定住相談についてお伺いをいたします。

この移住・定住相談の対応についてでございます。コロナ禍における移住定住の相談件数の推移と相談内容の傾向についてお伺いしたいと思っております。

コロナ禍の現在、テレワークなどの普及が進み、人口の東京一極集中が減速し、最新の情報では、7か月連続で東京は転入者より転出者が多くなりました。本市においても、移住・定住の相談件数が増えているとお聞きしております。移住・定住相談の受付の際、相談者が本市への移住の決め手となった要因、また移住を断られた大きな要因等の分析が重要であると考えます。

そこで、本市の移住の相談をしてきた方の相談件数の推移と相談内容の傾向、そしてその内容の分析状況についてお伺いをいたします。

次に、じょうづるライフ3110窓口のLINE公式アカウントの開設についてお伺いをいたします。

千葉県木更津市は、移住定住相談窓口のLINE公式アカウントを開設し、本市に関心のある人とチャットや電話、テレビ通話の各機能を使ってスピーディーにやり取りができるようにしております。テレビ通話機能を活用すると、利用者は実際に現地へ足を運ぶのと同じような感覚で情報が得られ、物件の広さや日当たりなどきめ細かく情報が伝わる利点があります。また、LINEの活用でコロナ禍で直接現地に来られない人や遠方に住む人にアクセスしてもらい、安心して移住できるようにしております。移住定住相談窓口のLINE公式アカウントは、チャットか

ら簡単にアクセスできるほか、電話とビデオ通話の機能を使用したいときは、チャットから事前に予約できます。

本市においても、相談窓口にアクセスできる選択肢を広げることにより、より多くの利用者の対応ができ、また本市の情報を広く発信できる体制をとるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、第6次総合計画についてお伺いをいたします。

実施計画の2点の事業についてお伺いをいたします。

1点目は、魅力ある学校づくりの英語教育充実事業の事業内容と実施計画についてお伺いをいたします。

実施計画に記載されている事業内容にイングリッシュデイキャンプや福島県のブリティッシュヒルズでの英会話レッスン、EdTech教材で4技能の取得の支援などがあります。その事業内容と目標値である中学生の英検I B A、これは3級相当ということですが、この取得率60%について具体的にご教示ください。

2つ目が、自然及び生活環境保全の再生可能エネルギー推進事業について、事業内容と目標設定の根拠についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの影響により、昨年の気候変動枠組条約締約国会議、いわゆるCOP26は本年に持ち越しとなりましたが、世界的な自然災害の動向を考えれば、温室効果ガス削減への流れを止めるわけにはまいりません。

菅首相は、自公連立政権合意に盛り込まれた、2050年までに我が国の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると昨年宣言をされました。これからは、持続可能で強靱な脱炭素社会に向けた変革を官民挙げて推進していくことが必要だと考えます。

民間企業は、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が参加する国際的イニシアチブRE100ができ、日本の多くの企業も参加をしております。

本市として具体的なCO₂削減のための施策は、この第6次総合計画の中にもある再生可能エネルギー推進事業であります。その具体的事業内容と令和5年度までの二酸化炭素排出削減目標が1,206トンCO₂とありますが、その根拠をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

○古内宏建設部長 質問事項の水害の防災・減災についての久慈川緊急治水対策プロジェクトに関する3つのご質問にお答えします。

まず、前段としまして、このプロジェクトの概要につきましてご説明させていただきます。

令和元年東日本台風により久慈川水系で甚大な被害を受けましたことから、多重防御治水の推進としまして、1つ目に、河川内の土砂掘削や樹木の伐採による水位低下、堤防整備などによる河道の流下能力の向上対策をすること、2つ目に、ため池などを活用することや霞堤の整備による遊水貯留機能の確保を図る対策をすること、3つ目に、浸水が想定される土地の利用の制限や

家屋移転などの住まい方の工夫を図る対策など、これらの3つを三位一体とした対策としております。

また、ソフト対策としましては、越水、欠壊を検知する機器の開発と整備、講習会などによるマイ・タイムラインの普及促進、防災メールや防災行政無線などを活用した情報発信の強化、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進などに取り組むこととしております。

では、ご質問の1点目の本市の対象河川における堤防整備、河道掘削、霞堤の整備などの進捗状況についてお答えいたします。

まず、堤防整備箇所につきましては、久慈川左岸の堅磐町地内において、河道掘削につきましては、久慈川の堅磐町と上河合町から落合町の区間、及び松栄町から花房町の区間が予定されており、霞堤につきましては、久慈川右岸の那珂市額田地内において計画されております。それぞれ測量、設計及び用地調査を進めている状況でございますが、調査等が終了次第、順次工事に着手するものとプロジェクトを担当しております国の久慈川緊急治水対策河川事務所からお伺いしております。

なお、河道掘削につきましては、下河合町地内の一部箇所におきまして工事を実施しており、また田渡町にございます霞堤は、現在そのまま保全する計画としております。

その他に、現在国により施工されております久慈川、里川、山田川などの堤防の法切りブロック工事につきましては、国土交通省の防災減災のための3か年緊急対策により実施しており、洪水に対して粘り強い堤防となるものでございます。

次に、2点目の河川治水から流域治水への転換についての背景でございますが、令和元年東日本台風をはじめとした近年の甚大な被害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、あらゆる関係者が共同して、流域全体で水害を軽減させる対策が必要とされたことが背景となり、国、県、市、企業、住民など流域全体で対応する流域治水へと転換されたものでございます。

最後に、3点目の流域治水へ転換することで何が変わるかについてお答えいたします。

水害に対する取り組みとしましては、従来河川治水対策が役割分担者ごと、河川や下水道、砂防等の管理者主体のハード対策であったものが、流域治水とすることで流域全体のあらゆる関係者の共同による取り組みに変わることで、また、河川区域や氾濫区域において対策を実施していたものが、それらの区域のみならず河川上流の集水域を含めた流域全体での流出抑制などの対策を実施することになります。

これにより、地域の住民に対しての氾濫をできるだけ防ぐ、被害対象を減少させる、被害の軽減、早期復旧復興につながるものと考えております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 子育て世代包括支援センターの設置に係るご質問にお答えいたします。

初めに、利用促進のための取組についてのご質問でございますが、子育て世代包括支援センターは、妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みなどにお答えするワンストップ相談窓口として、本年4月1日から子ども福祉課内に設置され、保健師や家庭児童相談員などの専門職を配置し、

全ての妊産婦や子どもを持つご家庭の様々な悩みにきめ細やかな対応を行い、子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援に努めてまいるのでございます。

また、その他の目的といたしましては、妊娠の継続や子育てが家庭内だけでは困難と想定されるような特定妊婦や要支援児童、要保護児童の存在する家庭に対しまして、その生活や育成をバックアップするために必要な訪問調査等を行い、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携・協議を行う場であります子ども家庭総合支援拠点を併せて設置し、児童がおおむね18歳になるまでの情報の一元化を図り、継続的な訪問及び速やかな支援等につなげていく体制を併せ持つものでございます。

そのような目的を持った本施設を多くの方々に知っていただき、どなたでもお気軽にご利用いただきたいと考えているところでございまして、まずは、妊娠初期に手続を行う母子手帳の交付の際に本施設を知っていただき、いつでも気兼ねなく相談できる場所であることをご理解いただくよう、利用者に寄り添い、親身に対応していくことが重要であると考えております。

その他に、広報紙やホームページ等での紹介やチラシの配布などにより広く周知を図るほか、プライバシーに配慮した相談室の設置や、来所時に子どもたちが遊んで過ごせるキッズスペースの整備など、安心して快適にお使いいただけるような空間を提供するとともに、親しみを持って施設を利用してもらえよう愛称を公募し、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、支援の質を高めるための方策についてのご質問にお答えをいたします。

本施設は、妊娠期から子育て期にわたり、それぞれの段階における相談を通して切れ目のない支援を行うことや情報の提供を目的としておりますが、利用される方の安心感や満足感につなげていく支援を行うためには、人材と実施体制の充実を図っていくことが必要であり、議員ご発言のとおり、その質を高めていくことは重要であると考えております。

これらの質を高めていくためには、訪れる妊産婦、乳幼児等に対して、歓迎する和やかな雰囲気づくりや利用者が安心して話せる環境に配慮するとともに、相談される方の様々な悩みや困りごとに応じた助言や情報提供が的確にできる人材の配置と育成が欠かせないものとなり、日々の研さんはもとより、県などの各種研修の受講や業務マニュアルを作成するなど、質の担保を図っていく必要がございます。

また、既存の子育て関連施設との情報交換や関係機関などとの連携を図り、利用される方々の求めているものを提供できているか、特に今はコロナ禍でございますので、そのような状況下で生じる特有な不安に配慮できているかなど、現状の支援の在り方を利用者目線で点検し、改善していくことが大切であると捉えております。

その他、来庁された方にアンケートをお願いすることや、会議等の場におきまして専門家からのご意見をいただき、それらを基に自己評価を行い、支援の効果が高まるよう質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者の見守りについての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ禍における本市の高齢者の見守り活動についてのご質問でございますが、現在、民生委員をはじめ、それぞれの地域において関心をもって見守りに取り組んでいただいている状

況にございます。

主な取組としましては、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対するニーズフォローアップ事業がございまして、地区担当の民生委員が訪問、または電話により高齢者等の安否確認を行うとともに、生活状況や健康状態を把握し、関係機関等と連絡調整を図りながら在宅での生活を支援する適切な福祉サービス、例えば急病などの緊急時に消防本部につながり救助を求めることができる緊急通報装置の設置や、安否確認を兼ねて夕食を届ける配食サービス事業の利用につながっているところでございます。

また、社会福祉協議会におきましては、地域において見守りが必要となる高齢者に対し、民生委員や福祉関係者等でケアチームを組織し見守りを行うふれあいネットワーク事業や、独り暮らし高齢者の孤独感を解消することを目的にボランティアの方が昼食のお弁当を届けるふれあい給食サービス事業など、必要に応じまして見守り支援を行っております。

さらに、市内4地区に設置しております在宅介護支援センターが中心となり、見守りや生活支援が必要な高齢者の情報を共有するため、市担当課、支所地域振興課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、警察や消防、介護専門職等多職種による実務者ネットワーク会議を定期的に開催しており、高齢者の在宅での生活に関する支援を行っているところでございます。

その他、老人クラブの独り暮らし高齢者に対する友愛活動、公民館や町会等による地区敬老会事業におきましても高齢者宅を訪問するなど、地域において見守り活動を行っていただいているところでございます。

これら見守りに関連する事業につきましては、今後も感染予防対策を徹底した上で、引き続き実施してまいります。

次に、見守り電球等のIoTを活用した高齢者に対する安否確認の導入についてのご質問でございますが、これまでも電気ポットや電子ジャーなどの家電製品を使った先進的な見守りのシステム等については各種開発がなされており、IoT技術の進展に注視しながらその有効性等についての情報収集を進めているところでございます。

現在策定を進めております第8期高齢者福祉計画におきましても、高齢者福祉サービスの充実を図り、高齢者が安心して在宅での生活を営むことができるよう、ICT、情報通信技術の活用等を含め、高齢者の安否確認などニーズに応じた社会資源の整備を検討することとしておりますので、引き続き国、県、他市町村の状況等の情報収集をし、優先的に推進していくべき見守り事業の在り方について慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 移住・定住相談の対応について2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のコロナ禍における移住・定住の相談件数の推移と相談内容の傾向についてでございますが、本市におきましては、これまで人口減少対策といたしまして、移住・定住の促進に係ります各施策の推進を図っているところでございますが、その中で移住・定住に関する相談に対応することや、必要な情報の集約・発信のため、移住・定住希望者への情報提供をワンストップ

プで対応する相談窓口を、平成27年7月に常陸太田移住・定住相談室、愛称をじょうづるライフ3110として設置し、推進を図っているところでございます。

設置当初は3階にございました相談室を平成30年度には1階に移動し、利用される方の利便性の向上を図ったところでございます。

このじょうづるライフ3110への相談件数の推移につきましては、相談室が設置されてから令和3年2月末までの累計で787件となっており、年度別の内訳といたしましては、平成27年度が66件、平成28年度が49件、平成29年度が103件、平成30年度が114件、令和元年度が216件、今年度は2月末現在で239件となっており、既に昨年度を上回っている状況であり、相談件数が年々増加をしている状況でございます。

なお、これらの相談の形態につきましては、窓口への来庁が472件、電話が311件、メールが2件、郵送が2件となっております。

相談内容の傾向についてでございますが、空き家所有者の売却、貸付けが404件、空き家の購入、賃借が343件、市営住宅も含めた空き家以外の賃貸住宅の情報提供が13件、その他助成制度等に関するものが77件となっております。複数回答となっておりますが、全体で837件となっております。

移住・定住に係る相談者の分析につきましては、これまでの累計383件において、年齢層につきましては、子育て世代に当たる30代が52件、現役世代後半となります50代が34件、60代以上の方が97件と多い状況となっております。聞き取りの中での居住を希望する地域といたしましては、買い物環境等利便性が高い常陸太田地区が多い傾向にある一方で、田舎暮らしができる畑付き物件を希望する方もいるなど多岐にわたっており、子どもの就学や現役世代後半以降、新たな生活を求めているものと見てございます。

このように移住に関します相談件数は、先ほども申し上げましたとおり、年々増加をしている状況でございます。市におきましては、空き家活用のほか、ファミリーユクじらヶ丘の整備や、民間賃貸住宅の建築助成などにより、転入を希望される方に対する住宅の確保も進めているところでございまして、さらに本市への移住につなげるため、今後におきましては、相談される方がどのような視点から移住先を選定しているのかなど聞き取りシートを作成いたしまして、これらの情報を集積することでより効果的な移住・定住施策につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、2つ目の質問、じょうづるライフ3110窓口のLINE公式アカウントの開設についてお答えいたします。

現在、移住・定住に関する情報発信といたしましては、平成28年3月に市ホームページ内に開設いたしました常陸太田移住・定住総合サイト、じょうづるライフ3110におきまして、市の紹介、空き家・空き地バンクの情報など住まいに関すること、各種助成制度、体験メニューなどの情報を発信しているところでございまして、このサイトにはお問い合わせフォームを作成し、メールでのお問い合わせもしやすいものとしているところでございます。

議員ご発言の移住・定住のLINE公式アカウントの開設につきましては、ホームページ内サイトに加え、情報発信のツールとしての活用や、相談後の移住の可否やその理由の把握について

も活用が可能と思われまますので、今後の移住・定住施策を検討する上で情報収集ツールにもなりますことから、既に導入をしている自治体の活用状況などを調査しながら、どのような機能を持たせ活用するかなどを踏まえ、その開設について検討してまいりたいと存じます。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 第6次総合計画実施計画の魅力ある学校づくり、英語教育充実事業の事業内容と実施計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、本事業は、令和3年度からの新学習指導要領の完全実施を踏まえ、グローバル化が進むこれからの社会において必要な英語力を児童生徒に育成することを目的とするものでございます。

事業内容でございますが、これまでの外国人による英語指導助手、いわゆるALTの小中学校全校への配置や、英語検定受験者に対する助成事業などに加え、新たに3つの新規事業を計画したものでございます。

1つ目は、小学生イングリッシュデイキャンプで、小学6年生全員を対象とし、日帰りでALTとともに英語を使ったゲームや体験活動など様々なプログラムを行う事業を、夏季休業期間に市内施設で行うことで計画してございます。

2つ目は、福島県にありますパスポートの要らない英国留学をコンセプトといたしました学校法人佐野学園神田外語大学グループが運営をする英語研修施設でありますブリティッシュヒルズにおきまして、中学二、三年生を対象に2泊3日の宿泊英語研修を行う計画でございまして、40名の希望者を募り、9月に実施する計画でございます。

3つ目は、中学生全員を対象にEdTech教材でAIを活用し、生徒の英語力に合わせ、話す、聞く、読む、書くの4技能の習得支援をするものでございます。English 4 skillsというアプリケーションを一人1台のタブレット端末に導入し、学校でも家庭でも学ぶことができる環境を整えるものでございます。

目標値といたしまして、小学生においては、英語を使った活動が楽しいと答える割合を100%、中学生においては、英検I B Aの3級相当以上の取得率を令和元年度の実績数50.9%から60%まで上昇させる目標としたところでございます。

なお、英検I B Aとは、公益財団法人日本英語検定協会が学校や自治体といった団体受験を対象として実施をしているテストでございまして、市内全中学校で取り組んでいるところでございます。3級相当とは、いわゆる英語検定における中学卒業時の目標級であります3級と同等の英語力があることでございます。

今後とも、英語力の育成とともに、英語に親しみ、主体的に英語を用いたコミュニケーションを図ることができる児童生徒の育成に努めてまいります。

○川又照雄議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 第6次総合計画実施計画自然及び生活環境の保全のうち、再生可能エネルギー推進事業について、事業内容と目標設定の根拠についてのご質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギー推進事業として実施しているエコファミリー支援事業の内容についてご説明させていただきます。

地球温暖化対策として、低炭素循環型社会の形成等、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅に設置する太陽光発電設備や高効率給湯器、蓄電池の設置、電気自動車など次世代自動車等を導入する方への補助を行うことが事業の内容でございます。

まず、太陽光発電設備につきましては、発電量1キロワット当たり3万円の補助とし、上限が10万円で45件を予定しております。

高効率給湯器につきましては、電気式エコキュート、ガス電気併用型ハイブリット、ガス式発電機併用型エコウィル、ガス式発電機併用型エネファームで、1機7万2,000円、合計172件を、蓄電池設置につきましては、1機5万円で29件を予定しております。

次に、クリーンエネルギー自動車等購入補助といたしましては、新車で個人が購入する電気自動車、プラグインハイブリッド車、電動バイクの3機種を予定しており、電気自動車につきましては、1台12万円の補助で15台を、プラグインハイブリッド車は、1台10万円で15台を、電動バイクにつきましては、3万円で100台を予定しており、事業費の総額は2,463万4,000円でございます。

続きまして、実施計画の目標設定の根拠でございますが、前回までは、太陽光発電設備のみの二酸化炭素排出削減量を設定しておりましたが、今回新たにクリーンエネルギー自動車等購入補助を加えたことにより、算出できる全ての二酸化炭素排出削減量を合算したことにより目標値を大きく変えております。

なお、個別の二酸化炭素排出削減量につきましては、令和5年度まで太陽光発電設備設置による削減量は792トンCO₂、高効率給湯器設置による削減量は245トンCO₂、クリーンエネルギー自動車等購入による削減量は169トンCO₂でございます。3か年合計1,206トンCO₂を目標値に設定しており、今後もこれらの事業を推進し、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、今年度公共施設を中心に市内6か所にEVスタンドの設置も進めておりますので、市内においてクリーンエネルギー自動車等の導入を今後促進してまいり、二酸化炭素排出削減に努めてまいります。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番(深谷渉議員) ただいまは、ご答弁大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、久慈川緊急治水対策プロジェクトの内容でございますけれども、確認という形だと思うんですけども、霞堤というところは両岸に広がるというイメージがあるんですけども、今回新設される霞堤の整備は、幸久橋付近の那珂市側ということによろしいのかどうか確認させてください。

○川又照雄議長 建設部長。

○古内宏建設部長 ご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、霞堤の整備につきましては、久慈川の右岸那珂市額田側において計画されているものでございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） また、答弁の中で、土地利用制限や家屋の移転等の住まい方の工夫という答弁をいただきましたけれども、今後そのような対象となる地域というのが出てくるのかどうか確認させてください。

○川又照雄議長 建設部長。

○古内宏建設部長 お答えいたします。

現在の久慈川緊急治水対策プロジェクトで予定されております洪水時に水を貯留するための霞堤を整備する箇所といたしましては、那珂市額田側ということでございますが、その土地の利用制限や住まい方の工夫に取り組むこととなっております。

今後につきましては、そのような霞堤の設計や用地測量調査を踏まえまして、人的被害の軽減とか遊水機能の確保という意味で対象となる地域が検討される、進められることとなっております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。理解をいたしました。

続きまして、子育て支援についてでございます。

今回のセンターの設置は、今まで行政の窓口が異なることで連携や支援が途切れてしまうという従来の課題を踏まえたもので、以前にも私が一般質問させていただきました、フィンランドの子育て支援制度ネウボラをモデルとしております。このセンターが、妊娠から出産、子育てまで頼りになる施設になるよう、ぜひとも質を不断に高めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、コロナ禍における高齢者の見守りについてでございますけれども、ご答弁の中で本市は十分に見守り活動ができているということで安心をいたしました。ニューフォローアップ事業も、コロナ禍でありましたけれども、民生委員さんのご努力下、感染に気をつけながら高齢者宅を訪問し、緊急通報装置や配食サービスなどの必要性を検討されていると伺いました。改めて民生委員さんのご努力に対して感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、配食サービスの利用が増えているようでございますけれども、利用者の推移についてお伺いしたいと思います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在配食サービスを455人の方に利用していただいております、平成30年度の410人、令和元年度の443人と比べ増加傾向にございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

高齢者の増加とともに見守りを兼ねたこの事業というのは非常にニーズが高まっているということですので、ぜひとも事業の拡大等を配慮していただきたいと考えます。

続きまして、見守り電球を活用した高齢者の安否確認の導入について、今後、そういったIoTを活用した部分を視野に入れて考えていくということですので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

ちなみに、この見守り電球というのは、非常に単価が安くて月額150円ということで、メールアドレスを5つ登録すれば、登録の部分だと450円ですけれども、1つだと150円ということで、本当に安価です。当然、これを利用して大手警備会社とか運送会社とか、そういったところが一緒に事業を拡大しているという話も聞いておりますけれども、そこに頼らずに社協なんかと提携してやっていくことによって、安価なランニングコストでできるということですので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、移住・定住相談についてでありますけれども、移住する際の障害というのは、やはり雇用でありますとか買い物、娯楽施設、交通環境、そして医療機関の整備、子どもの教育などありますけれども、これらは都市ゾーンの自治体と比較すると地方の自治体は非常に弱点となっております。

当然、全てを改善することは困難でございますけれども、何かに特化し、そこまでやっているのだと感動させられる施策をすれば、ほかの障害には目をつぶってくれるのではないかと考えます。ほかの自治体に先駆けて行った本市の少子化・人口減少対策や子育て支援が転入の増加につながったのは、まさにここにあったのだと私は考えております。

コロナ禍の中、移住者を受け入れる地方にとって今がチャンスなのは、最大の障害である定住するための仕事がないが、テレワークやリモートワークが日常化してきたことで解消しつつあるからであります。移住・定住の相談の分析を行い、その中から新たな柱となる施策が生まれることを期待しております。聞き取りシートなどを定型化して、十分に向こうからじゃなくてこっちからも発信しながら聞き取りをするということですので、ぜひとも工夫をしていただきたいと思います。

また、LINEの公式アカウントの開設についてでございますけれども、自治体がLINEの公式アカウントを開設した場合に、LINEはオプション機能は費用はかかりますけれども、固定費はゼロで、メッセージ通数も無制限でサービスが受けられるということですのであります。

LINEは、「LINEによる新しい自治体」をテーマに持ち運べる役所構想を打ち出して、様々な業務に利用できる体制をとっております。人手不足の解消にもなりますので、ぜひとも研究していただければと思います。

最後に、第6次総合計画についてでございます。

英語教育の事業でありますけれども、私も初めてこの福島県のブリティッシュヒルズという英会話レッスンでありますけれども、この福島県のブリティッシュヒルズ、ホームページを見ましたけれども、非常にすばらしい施設だなという印象を受けました。少しこの施設を詳しく教えていただけないでしょうか。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 ブリティッシュヒルズの施設の内容でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、コンセプトはパスポートの要らない英国留学でございます。約7万3,000坪、約24ヘクタールの広大な敷地の中に中世英国の街並みが再現されておりまして、9つの宿泊棟であるゲストハウスをはじめ、研修棟、講堂、レストランなどの各施設のほか、テニスコートや英国風のガーデンなどが配置されておりまして、建物は、建築資材は全てを英国から取り寄せ、建築様式からインテリアまで全てにおいてこだわり抜いた本物で、中世英国のテーマパークのような施設でございます。

研修メニューといたしましては、団体企業向け、学校向け、個人参加型など、また1泊2日から長期滞在など多種多様なメニューが用意されておりまして、英国をはじめとした英語圏の外国人講師が常時20名以上常駐しておりまして、英語研修をはじめ、美術工芸品づくり、音楽、スポーツなどの文化を楽しむこともできる施設でございます。

今回本市において計画している研修メニューは、2泊3日で少人数による外国人講師を囲んだ英会話レッスンのほか、英語を使った各種ゲームやマナーハウスでのフィールドワークなどを計画しているところでございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

非常にすばらしい施設ということで、それだけに利用料がかなり高いんじゃないかなというふうに危惧しております。生徒1人当たりの利用料というのはどのぐらい見ているのか、その点どうでしょうか。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 生徒1人当たりの利用料でございますが、ブリティッシュヒルズ2泊3日の研修で、宿泊及び研修費用としては1人当たり4万8,400円でございます。なお、この利用料に往復のバス代等を含めまして、参加費用といたしましては、1人当たり約5万7,000円を見込んでございます。そのうち3分の2を市が負担をし、生徒1人当たりの負担は、残りの3分の1の約1万9,000円程度をご負担いただくことで計画しているところでございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

3分の2負担ということで本当に助かりますけれども、それであっても募集に当たっては、要保護、また準要保護の生徒に配慮していただきながら募集をしていただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

2年先まで予約が埋まっているような本当に人気のある施設とお聞きしております。この施設の利用が本市でも定着すると、また一つの本市の特徴として位置づけられるものになってくると思いますので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○川又照雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

○川又照雄議長 本日の議事は議了いたしました。

次回は3月8日、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分散会